

第4章 届出等

4 - 1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

第1 消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。(参考1)

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。また令第36条の2第1項の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されている消防用設備等(以下「着工届の義務のない消防用設備等」という。)についても、当該消防用設備等の工事をする場合に消防機関の聞知しないうちに設置を完了し、その後不適事項等問題を生じることが予想されることから、事前に設備計画を確認し適正な消防用設備等の設置を指導するため、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について着工届を届け出るよう指導するものとする。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。
- (4) 着工届の義務のない消防用設備等に係る工事についても、(1)から(3)までによるものとし、この場合において「甲種消防設備士」は「工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するもの」に読み替えること。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2

に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び消防用設備等試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用をするに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握するよう努めること。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。
 - ア 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
 - イ 甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事实施上の留意事項等について、周知するよう努めること。
- (3) 軽微な工事に係る消防検査について、前2により現場確認を省略した場合において、消防用設備等が技術基準に適合している旨の消防機関の意思表示は、設置届の副本を返却することにより行い、検査済証の交付は行わないこと。ただし、軽微な工事に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、現場確認を行うこと。
 - ア 関係者又は工事施工業者から現場確認の要望があつた場合
 - イ 検査済証を交付する必要がある場合
 - ウ 設置届の添付書類のみでは基準適合性の確認を行うことができない場合
 - エ その他現場確認が必要と認められる場合

第2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防用設備等の着工届及び設置届については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている(参考2)が、消防事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

1 消防用設備等の着工届について

「消防用設備等の着工届に係る運用について」(平成5年10月26日付け消防

予第 285 号・消防危第 81 号) によるほか、同一防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 意匠図（平面図、断面図、立面図等）
- (3) 関係設備共通の非常電源関係図書
- (4) 防火対象物の概要表

2 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

- (1) 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書。この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防機関において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。
- (2) 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書。この場合において、試験結果報告書の書式の規定がないときは、これに代わる図書とすること。
- (3) 届出は、防火対象物ごとに行って差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

表 1 軽微な工事の範囲（法第 17 条の 14 の規定に基づく消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 2 基以下で既設と同種類のものに限る。 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 同一の警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5 個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・補助散水栓箱 2 個以下で既設と同種類のものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・補助散水栓箱 同一警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 既設と同種類のもの 一の選択弁において 5 個以下 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 一の選択弁において 2 個以下 ・手動起動装置 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 既設と同種類のもの 一の選択弁において 5 個以下 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 一の選択弁において 5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 ・手動起動装置 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備</p>	<p>・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） 既設と同種類のもの 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>・ノズル 既設と同種類のもの 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>・移動式の消火設備 既設と同種類のもの 同一室内に限る。</p> <p>・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 既設と同種類のもの 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>・ノズル 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>・移動式の消火設備 同一室内に限る。</p> <p>・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>・全ての構成部品 放射区域に変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>・感知器 既設と同種類のもの 10個以下</p> <p>・発信機、ベル、表示灯 既設と同種類のもの 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>・感知器 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>・発信機、ベル、表示灯 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>・感知器 10個以下</p> <p>・受信機、中継器 7回線を超えるものを除く。</p> <p>・発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火災警報設備</p>	<p>・検知器 既設と同種類のもの 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>・検知器 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>・受信機を除く。</p>
<p>避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）救助袋、緩降機）</p>	<p>・該当なし</p>	<p>・本体・取付金具 同一階に限る。 設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>・標識 ・本体・取付金具 設置時と同じ施工方法に限る。</p>

表2 軽微な工事の範囲（着工届の義務のない消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	・該当なし	・該当なし	・ポンプ及びポンプ駆動用の内燃機関を除く構成部品
漏電火災警報器	・音響装置	・変流器 同一警戒電路内の場合	・全ての構成部品 型式に変更がないものに限る。
消防機関へ通報する火災報知設備	・該当なし	・該当なし	・該当なし
非常警報設備（ベル、サイレン）	・音響装置、起動装置又は表示灯 既設と同種類のもの 同一階の範囲に限る。	・音響装置、起動装置又は表示灯 同一警戒区域内に限る。	・全ての構成部品
非常警報設備（放送設備）	・起動装置、表示灯 既設と同種類のもの 同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー 既設と同種類のもの 5個以下	・起動装置、表示灯 同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー 5個以下	・増幅器、操作部又は遠隔操作器を除く構成部品
避難器具（表1に該当しないもの）	・該当なし	・本体、取付金具 同一階に限る。 設置時と同じ施工方法に限る。	・標識 ・本体・取付金具 設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯及び誘導標識	・該当なし	・該当なし	・全ての構成部品 同一型に限る。
消防用水	・該当なし	・該当なし	・標識等
排煙設備	・防煙区画、排煙口、給気口及び風道 排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 既設と同種類のもの	・排煙口、給気口及び風道 排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 同一防煙区画内で、かつ、操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 同一防煙区画内で、か	・排煙機及び給気機を除く構成部品

		つ、既設と同種類のもの	
連結散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 一の送水区域において5個以下 送水区域に変更のない範囲に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 一の送水区域において5個以下 送水区域に変更のない範囲に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
無線通信補助設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・増幅器を除く全ての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方法に変更がない場合
パッケージ型消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・2基（既設と同種類）以下で、同一室内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一室内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
パッケージ型自動消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 パッケージ型自動消火設備の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・感知器 10個以下で、既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・感知器 10個以下で、既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・受信装置を除く構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5個以下で、散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能（吐出、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないもの ・補助散水栓箱 2個以下で既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5個以下で、防護範囲が変わらないもの ・補助散水栓箱 同一警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品

共同住宅用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下 ・住棟受信機、中継器 7回線を超えるものを除く。 ・共同住宅用受信機 ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10個以下 ・住戸用受信機、中継器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器
共同住宅用非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・起動装置、音響装置及び表示灯 既設と同種類のもので、同一階の範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起動装置、音響装置、スピーカー及び表示灯 同一階の範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
共同住宅用非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
特定小規模施設用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
加圧防排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
複合型居住施設用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
特定駐車場用泡消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 泡消火設備の例による ・感知継手 5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド 5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・泡消火設備の例による。

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着工届	設置	
		届出	消防検査
新設	<p>届出対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防設備士が行う消防用設備等に係る工事及び整備（例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等） ○工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が行う工事又は整備（例 誘導灯、非常警報設備等） 	<p>届出検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別表第一(2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで、ロ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物 ○別表第一(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で上記の用に供する部分が存するもの ○上記以外の特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの ○別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項及び(12)から(14)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上のもの ○別表第一(11)項、(15)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 	
増設、移設、取替え	<p>原則として必要</p> <p>ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事：甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が実施 ○甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者：試験結果報告書を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等 	<p>新設に準ずる</p>	<p>必要</p> <p>ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改造	必要	必要	必要
補修撤去	不要	不要	不要

消防用設備等に係る届出関係図書

着工届出	設置届出
<p>添付書類</p> <p>1 消火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○消火設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配管系統図及び展開図 ○計算書 ○使用機器図 <p>2 警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○警報設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配線図 <p>3 避難設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○避難器具の概要表 ○平面図 ○立面図 ○避難器具等の設計図等 ○計算書 	<p>添付書類</p> <p>1 消防用設備等に関する図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計書 ○仕様書 ○計算書 ○系統図 ○配管及び配線図並びに平面図 ○立面図及び断面図 <p>2 消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書</p>